㈠　製造の方法の基準
サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて造粒して製造すること。
㈡　保存の方法の基準
サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
㈢　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
有効期間　製造の翌月から２年
使用上の注意　この飼料添加物は、鶏又は牛に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

サリノマイシンナトリウム（その２）

ア　製造用原体（その１）

㈠　成分規格
力価　本品は、力価試験を行うとき、１mg中に300μg（力価）以上を含む。
物理的・化学的性質　本品は、淡褐色の粉末で、特異な臭いを有する。
確認試験
①　本品0.1g（0.05～0.14g）にメタノール10mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過する。このろ液２mLにバニリン・塩酸試液２mLを加え、振り混ぜ、５分間加温するとき、溶液は、赤色を呈する。
②　本品30mg（29.5～30.4mg）にメタノール100mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過する。このろ液10mLに１mol/L塩酸試液１mLを加え、よく振り混ぜ、室温で５分間放置する。この溶液につき、紫外部吸収スペクトルを測定するとき、波長285～300nmに吸収の極大を示す。
③　本品１g（0.5～1.4g）にメタノール10mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を水浴上で蒸発乾固する。得られた残留物は、ナトリウム塩の定性反応①を呈する。
純度試験
①　pH　本品の水懸濁液（１→100）のpHは、8.0～10.0でなければならない。
②　重金属　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg/g以下）。
③　ヒ素　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（２μg/g以下）。
乾燥減量　7.0%以下（１g，0.67kPa以下，60℃，３時間）
強熱残分　40.0%以下（１g）
窒素　0.2～2.0%（ケルダール法）
粗脂肪　50.0～85.0%
粗繊維　2.0%以下
力価試験
寒天平板　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。
試験菌　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。
常用標準希釈液の調製　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。
試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度（推定値）が約400μg（力価）となるよう、メタノール一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜて又は振り混ぜて、ろ過又は遠心分離し、そのろ液又は上澄液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。

㈡　製造の方法の基準
*Streptomyces albus*のサリノマイシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、必要に応じてろ過助剤を用い、固形分をろ取する。この固形分を乾燥し、乾燥した固形分の質量の３%以内の割合で軽質無水ケイ酸を加え、粉砕・混和して製造すること。
㈢　保存の方法の基準
密閉容器に保存すること。
㈣　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
サリノマイシンナトリウム（飼料級）

イ　製造用原体（その２）

㈠　成分規格
力価　本品は、力価試験を行うとき、１mg中に200μg（力価）以上を含む。
物理的・化学的性質　本品は、淡褐色の粉末又は粒子で、特異な臭いを有する。
確認試験
①　本品0.1g（0.05～0.14g）にメタノール10mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過する。このろ液２mLにバニリン・塩酸試液２mLを加え、振り混ぜ、５分間加温するとき、溶液は、赤色を呈する。
②　本品30mg（29.5～30.4mg）にメタノール100mLを加え、よく振り混ぜた後、ろ過する。このろ液10mLに１mol/L塩酸試液１mLを加え、よく振り混ぜ、室温で５分間放置する。この溶液につき、紫外部吸収スペクトルを測定するとき、波長285～300nmに吸収の極大を示す。
純度試験
①　pH　本品の水懸濁液（１→100）のpHは、8.0～10.0でなければならない。
②　重金属　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg/g以下）。
③　ヒ素　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（２μg/g以下）。
乾燥減量　7.0%以下（１g，0.67kPa以下，60℃，３時間）
強熱残分　60.0%以下（１g）
窒素　0.2～2.0%（ケルダール法）
粗脂肪　30.0～40.0%
粗繊維　2.0%以下
力価試験
寒天平板　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。
試験菌　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。
常用標準希釈液の調製　サリノマイシンナトリウム（その１）製造用原体の規定を準用する。